

第5回 基礎ぐい工事問題に関する対策委員会
議事要旨

日時：平成27年12月22日（火）18:30～19:45

場所：合同庁舎3号館4階幹部会議室

■ 議事

○ 以下の3点について報告。

- コンクリートパイル建設技術協会における点検実施結果
- 安全性確認・検証に関して、前回委員会では了承されたセメントミルクの流入量の確認方法に基づく安全性確認状況等
- 業界団体の改善に向けた取組として、日建連による「既製コンクリート杭施工管理指針（案）」の策定状況

○ 中間とりまとめについて議論。

■ 各委員からの発言

- 建設生産プロセスにおいては発注者もその一翼を担っている。発注者も関係者と一体となって改善を進めてほしいという趣旨からも、民間工事における関係者間の責任・役割や設計変更等の協議ルールに関する取組が進むことを期待している。
- 改善や再発防止に向けては、元請・下請の連携や現場に携わる関係者のみならず、企業としての管理責任も重要。経営者の努力もなければ改善も進みにくいことから、企業経営者についても言及すべき。
- 今回の中間とりまとめの対象となるのは支持層到達を前提とする杭であることから、中間とりまとめの対象となる基礎ぐいについて明確化すべき。
- 既製コンクリートぐいは、大幅なくい長不足が発生した場合に現場での迅速な対応が困難であることから、地盤状況に応じた適切な施工が確保されるよう設計上の配慮が必要。
- 主任技術者の配置に関して、適正・適法な配置の徹底と規制のあり方の検討の両面で再発防止策を整理してはどうか。
- 社会保険未加入対策を推進しているように、技能者の就労環境の改善は重要。併せて、技術者についても就労環境の改善について考慮すべき。
- 技能労働者の処遇・意欲の向上とともに、「資質の向上」も対策に加えるべき。

- 横浜市のマンション事案について現在も原因究明のための調査が進められている状況であることに留意すべき。
- 工事監理者と元請の監理技術者の役割や責任が異なることには注意すべき。工事監理者は設計図書どおりに施工がなされているかを確認する者である。一方、元請の監理技術者は施工計画を定め、その品質を管理する者である。現場からあがってきた報告書類を確認するだけでその役割を果たせるものではない。
- 基礎ぐいの施工は、設計図書に記載される事項もあれば、施工計画書や要領書に記載される事項もあり、工事監理と元請による管理の双方を通じて品質確保が行われるものである点にも留意すべき。
- 建設業の構造的な課題に関する対策については、検討の幅を狭くしないように注意すべき。
- 建設業の構造的な課題に関する対策が実行される時期や目途等もある程度整理していくべき。

〔今後について〕

- 本日の意見を踏まえて「中間とりまとめ報告書」最終案を用意する。なお、修正等は委員長に一任とする。
- 次回第6回の委員会において「中間とりまとめ報告書」を決定する。